

令和4年度第4回宮城地方最低賃金審議会議事録

日時：令和5年3月15日（水）午前10時30分

場所：仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、内藤委員、一言委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、釜石委員、佐野委員、照井委員、新関委員

使用者代表

阿部（昌展）委員、稲妻委員、大内委員、成田委員

開 会 （午前10時30分）

室長補佐 ただいまから、令和4年度第4回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。

初めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

公益代表委員 3 名

労働者代表委員 5 名

使用者代表委員 4 名

以上 12 名出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立していることを報告いたします。

なお、公益代表の桑原委員、柳井委員、使用者代表の佐藤委員から事前に本日欠席である旨御連絡をいただいておりますので、御承知お祈いします。

それでは、議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 本日は年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、

議題（1）「特定最低賃金の審議状況について」  
事務局から説明をお願いします。

賃金室長     それでは資料の説明をいたします。資料番号1は特定最低賃金のみならず、地域別最低賃金の部会での審議過程も掲載してございます。本年度につきましては宮城労働局ホームページに審議会の議事録と各専門部会の議事要旨を掲載いたしましたので、詳細については割愛いたします。全般的に、次の二点について確認いただきたいと存じます。

・第1回の⑤審議会令6条5項の扱い

これにつきましては、記載のとおり、専門部会で全会一致となった場合に、その決議を審議会の決議とすることができる旨の規定で、地域別にも特定最賃にも適用されるものです。今年度は地域別・産業別も全て各部会の全会一致の決議により決定しています。

二つ目です。

・本審における特定最賃の審議申し出等

第2回本審の④の部分と併せて申出書をもとに必要性を諮問、8月23日必要性ありの答申を得まして、同日、改正の諮問、となっています。

特に、特定賃金につきましては、昨年3月の意向表明を受けて令和4年の審議に続いているものでございます。次年度に向けての意向表明についてもいただいておりますので、後ほど御紹介いたします。

続いて、資料2です。東日本大震災から12年が経過しましたが、平成23年からの最賃額の推移を掲載しております。震災の年と令和2年を除いて毎年引き上げ幅が増えており、令和4年については30円の引き上げとなりました。また、これに伴い、引き上げ額に差異はあるものの、特定最低賃金も引き上げられてございます。

資料3は、未満率と影響率の推移です。未満率については改正前の最低賃金額未満の割合で、遵法水準の指標ともいえるものですが、特定最賃に関しては徐々に率が高くなる傾向にあります。適用除外業務については精査して集計しているところですが、次年度においても、この点に留意して調査を進めてまいります。影響率については改定後の各最賃額未満の割合ですが、鉄鋼業を除いて増加傾向にあります。以上です。

会 長     ただいま、事務局から、今年度における特定最低賃金の審議状況について説明がありましたが、何か御質問、御意見はありますか。

各 委 員     （意見、質問等なし。）

会 長 ないようですので、  
議題（２）「令和４年度最低賃金の周知に係る取組状況について」  
事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料番号４と５について、まとめて説明します。改正決定をいただいた最低賃金については、記者発表を行うなど広く周知を図っています。これらの周知が一段落した第４四半期には各労働基準監督署において監督指導を実施しているところであり、資料番号５に示すとおり今年度も１月末時点で約１４パーセントの違反が見られました。

資料番号４に戻ります。改正関係の周知は、コロナの関係でスポーツ施設関係の電光掲示等目立った取り組みは行っておりませんが、ラジオの活用を含めてなるべく多くの人の耳目に触れるよう取り組んで参りました。なお、一部のパンフレットを省略しておりますが、参考資料には記者発表文や広報関係資料を入れておりますので、後ほど御覧ください。

会 長 ただいま、事務局から、「令和４年度最低賃金の周知に係る取組状況」等について説明がありましたが、何か御質問、御意見はありますか。

各 委 員 （意見、質問等なし。）

会 長 よろしいでしょうか。それでは続きまして、  
議題（３）の「令和４年度最低賃金の履行確保に係る取組状況について」  
事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料番号５のところですね。４と５のところは繋がっておりますので、一括（説明）させていただきました。失礼いたしました。

会 長 失礼いたしました。議題（３）までは終了しているということでございます。それでは続きまして、  
議題（４）の「令和５年度宮城県特定最低賃金の改正等に係る意向表明状況について」

事務局から説明をお願いします。

賃金室長 失礼いたしました。資料番号6と7のところでございます。説明いたします。資料番号6は、昨年12月時点の特定最賃適用事業場の数と所属労働者数です。特定最賃審議の最も基礎的なデータであり、来年度の「最低賃金決定要覧」に記載される数値でもあります。

次に資料番号7ですが、次年度における特定最賃改正等に係る意向表明状況です。こちらについては去る3月8日に各労働団体から直接、書面にて意向表明をいただいているところですが、当該書面の添付は割愛し、一覧にしたものを資料としてございます。特定最賃の名称と意向表明者のみ読上げいたします。

宮城県鉄鋼業最低賃金。意向表明者は、基幹労連宮城県本部委員長、青田浩一様です。

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。こちら（の意向表明者）は連名でございます。電機連合宮城地方協議会議長の佐藤 斉様。それから、JAM南東北宮城県連絡会会長の佐藤 俊晴様。

宮城県自動車小売業最低賃金。意向表明者は、自動車総連宮城地方協議会議長、杉山 剛様。以上でございます。

特定最賃は、その成り立ちから鉄鋼業の労働協約拡張ケースと、電子部品等製造業及び自動車販売業の公正競争ケースの二つの類型がございますが、いずれも昨年同様、7月末を目途に申し出となる見込みであります。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。本日の段階では、特定最低賃金の改正の申出に係る意向表明がなされたとの報告です。意向表明の背景とか趣旨等、労働者側から何か補足等はございますか。

阿部委員 阿部（祥大）のほうから御発言させていただきます。審議につきましては、令和5年度の本審の中であると思いますが、公正な競争を確保する観点及び基幹的業務を担う優秀な人材確保の観点などから改正の申し立てを行うための意向を表明されたところがございます。是非ともよろしく願いいたします。簡単ではありますが以上でございます。

会 長 ありがとうございます。使用者側から何かございますか。

成田委員 特にございませぬ。

会 長 それでは、令和5年度の特定最低賃金改正の申出に係る意向表明があったことを、ここで確認します。

事務局においては、改正申出に係る必要性審議のための準備を進めてください。

次に、

議題（5）の「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について」

事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料番号8について説明します。1番目は、委託事業で設置した「働き方改革推進支援センター」の活動状況です。以前には「最低賃金総合相談支援センター」という組織でしたが、それを引継いで労働時間の相談のみならず、助成金の活用等のワンストップサービスを行っています。相談状況は利用実績を図る一つの指標となっていますが、令和4年度は若干窓口相談が減っているものの、派遣相談は過去最高となっております。

次に2の助成金ですが、資料8の別紙に、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金の資料を添付しているので、参照ください。

なお、人材確保等支援助成金については今年度から新規受付を停止しているため廃止と表記してございます。若干本題からそれますが、雇用対策の分野では、「人材開発支援助成金」の拡充がはかられているところであり、リーフレットの記載も改めているところがございます。資料にはございませんが開発支援助成金については人への投資促進コースが昨年4月から新設されており、その申請件数は今のところ3件です。ただし、要件が訓練を前提としていることや、高度な職務が含まれていることから確保等支援助成金と単純比較はできません。開発支援助成金の一般訓練コース等については今年も昨年も200件以上の申請がございませぬ。今後の掲載については開発支援助成金に一本化する予定でございませぬ。

労働基準行政系統では、業務改善助成金が主たる支援策であります。今年度は物価高騰も考慮して年度内に2回の拡充措置がとられました。2月末時点の申請件数は、資料にはありませんが、59件でございませぬ。また、賃金を引き上げてからでも申請できる特例

コースは1月に締め切りましたが、30件の申請がございました。中小企業・小規模事業者にとって、社内最低賃金引上げの対応に資するこれらの支援は重要な施策ですので、今後とも手法を工夫して、周知して参ります。

会 長 ありがとうございます。何か御質問等がございますか。

各 委 員 (意見、質問等なし。)

会 長 よろしいでしょうか。それでは最後に、議題にはございませんが、その他として事務局から御連絡等ございますでしょうか。

賃金室長 この会議が終了後、事務連絡がございますので皆様には着座にてお待ちいただけますようお願いいたします。

会 長 その他、委員の皆様方から何か御発言等ございますでしょうか。

各 委 員 (発言等なし。)

会 長 ないようでございますので、本日は今年度最後の審議会であり、労働局長から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

局 長 宮城労働局長の小林でございます。閉会にあたりまして一言申し上げたいと思います。

御審議ありがとうございました。今年度、最後の最低賃金審議会でもございました。熊谷会長を始め、各委員の皆様方には、本年度における最低賃金審議会での審議はもちろんのこと、日頃から賃金行政に対する格別の御理解と御協力を賜りましてこの場を借りまして御礼申し上げたいと思います。

今年度の最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会からの目安答申がすれ込みまして、地方の最低賃金審議会の日程が非常にタイトな中で、委員の皆様方の真摯な審議によりまして、8月5日、全会一致の答申をいただき、かつ引き上げ額については30円と大幅な引き上げになり、時間(額)として883円の改正となったところでございます。また、手続き的にも10月1日の昨年同様の発効とすることができましたことに対して厚く御礼申し上げたいと思

います。

来年度につきましては、事務局として審議に際します必要な賃金実態調査、各種経済指標の資料の取りまとめをし、審議に資するよう整えて、審議に向けて準備させていただく予定となっているところでございます。

委員の皆様方の真摯な御審議になりますよう、また審議会運営に万全を尽くしていきたいと思っております。

先ほど説明がありましたが、最低賃金の引き上げにつきましては、特に中小企業における（賃金）引き上げに対する支援ということについて必須なことと認識しているところでございます。特に生産性の向上をするということが賃金に対する原資になると思っておりますので、そのための業務改善助成金等による支援を継続していく予定でございます。

具体的に賃金引き上げに当たります好事例集を収集し周知広報をするなど、また各種助成金の支援策についても集中的に広報し利用促進に努めてまいりたいと思っております。

また、一般的に下請けいじめと言われる部分につきましても、引き続き下請事業者の取引環境の適正化等の施策の推進に万全を期していきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも労働行政への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本当に1年間ありがとうございました。

会長 ありがとうございました。それでは、私からも御挨拶をさせていただきます。

1年間、夏7月、8月からですね。最低賃金審議会、特定最低賃金審議会の会長といたしまして、また委員といたしまして、仕事をさせていただきました。御承知のとおり、労使のイニシアティブが何よりも重要なこととございまして、御蔭様で闊達な議論ということと熱心な意見交換ができ、今局長おっしゃられたとおり、全会一致で最終的に最低賃金が決定したということに関しまして、あらためて労使委員の各位、公益委員、御尽力いただきました事務局の皆様には厚く御礼申し上げます。

今後ともこういった形で、審議会のほうは続いていこうかと思えますけれども、引き続き十分な審議を尽くして、皆様のためにこの会議が続いていくことを願って、最後の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

それでは、ほかに御質問等ございましたらお願いします。

各委員 (意見、質問等なし。)

会長 ないようですので、議題にはございませんが事務局から何か御報告等ございますでしょうか。

賃金室長 ございません。

会長 委員の皆様から御発言等ございますでしょうか。

各委員 (発言等なし。)

会長 それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。お疲れ様でした。

室長補佐 熊谷会長、ありがとうございました。これをもちまして、本日の審議会は終了しましたので、傍聴の皆様には、会場からの退出をお願いいたします。

閉会 (午前 11 時 00 分)